

福井県管理河川 嶺南ブロック減災対策協議会 規約（改正）の新旧対比表

変 更 前	変 更 後
<p>(名称) 第 1 条 この会議は、「福井県管理河川 嶺南ブロック減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。</p>	<p>(名称) 第 1 条 この会議は、<u>水防法（昭和 24 年 6 月 4 日法律第 193 号）第 15 条の 10 に基づき組織することとし、「福井県管理河川 嶺南ブロック減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。</u></p>
	<p><u>（協議会の対象河川）</u> 第 6 条 協議会は、次の河川を対象とする。 ・ <u>洪水予報河川（笙の川、南川）</u> ・ <u>水位周知河川（耳川、鱒川、遠敷川、佐分利川、関屋川）</u> ・ <u>その他、協議会が必要と認める河川</u></p>
<p>(会議の公開) 第 6 条</p>	<p>(会議の公開) 第 7 条 内容変更なし</p>
<p>(協議会資料等の公表) 第 7 条</p>	<p>(協議会の資料等の公表) 第 8 条 内容変更なし</p>
<p>(事務局) 第 8 条</p>	<p>(事務局) 第 9 条 内容変更なし</p>
<p>(雑則) 第 9 条</p>	<p>(雑則) 第 10 条 内容変更なし</p>
<p>(附則) 第 10 条</p>	<p>(附則) 第 11 条 <u>本規約は、平成 30 年 6 月 1 日に一部改正する。</u></p>
<p>別表 2（幹事会）</p>	<p>別表 2（幹事会） <u>美浜町 エネルギー政策課長</u></p>